

# 市民集会

## 主催：群馬弁護士会

共催 日本弁護士連合会 関東弁護士会連合会

# ～原発の危険性を再認識し、 原発被災者の被害救済を進めよう～

福島第一原子力発電所事故から11年が経過し、事故の深刻さが私たちの意識の中から薄れていないでしょうか。この市民集会では、原発の危険性、実際の被災者への被害救済の必要性を改めて考えます。

大飯原発の差止めを認めた樋口英明元裁判官の基調講演では、原子力発電所が抱える危険性を再認識します。

そして、原発被害の甚大さ、永続性、原発事故がもたらす「国富の喪失」の実態を、実際の避難者にお話しいただきます。

さらに、最高裁判所が下した原発事故に対する国の責任に関する統一的な判断を踏まえ、群馬弁護士会による原発訴訟の到達点についての報告から、賠償で被害救済が完結するものではなく、被害救済の手がまだまだ必要であることを考えます。

日時

2022年

8月28日 日 14:00-16:30

開場13:30

エテルナ高崎 2階 [プラーナ] 群馬県高崎市栄町22-30

※参加無料 ※入場先着順

基調講演

14:00～

## 「私が原発を止めた理由

～本当は誰にでも分かる原発差止裁判～

講師: 樋口英明(元裁判官)



報告

## 被災者救済の必要性

- ・原告による被害の実態の報告
- ・原子力損害賠償群馬弁護士会からの報告



お問い合わせ

群馬弁護士会

TEL:027-233-4804